

愛知県感染症予防計画の一部改正（案）について

健康福祉部健康担当局健康対策課

感染症法の一部改正の内容

結核予防法の感染症法への統合（19.4.1 施行）

- 平成19年3月31日に結核予防法が廃止され、平成19年4月1日をもって感染症法に統合された。（BCGは予防接種法で規定）
- 結核予防法の規定は、原則としてそのまま感染症法に組み入れられた。

病原体等の管理体制の確立（19.6.1 施行）

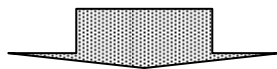
- 生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するために、病原性や国民の生命及び健康に対する影響に応じて、病原体等が一種から四種までに分類された。
- それぞれの病原体等ごとに、所持・輸入等の禁止、許可、届出、基準の遵守等が規定された。

感染症の分類の見直し（19.4.1 施行）

- 最新の医学的知見に基づき、一類から五類までの感染症の分類が見直された。



感染症法第9条第1項に基づき厚生労働大臣が定める
「**感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針**」（基本指針）の一部改正



愛知県感染症予防計画及び愛知県結核予防計画の見直し

今回の見直しのスケジュール

- 平成19年 4月 感染症法の一部改正、基本指針の一部改正
- 平成19年 7月 **愛知県衛生対策審議会**に愛知県感染症予防計画及び愛知県結核予防計画の見直しについて**諮問（感染症対策専門部会を設置）**
- 平成19年10月 **パブリックコメントの実施**（期間10月2日～11月1日）
市町村等関係機関に意見照会
- 平成19年12月 愛知県衛生対策審議会から**知事への答申**
- 平成20年 1月 **愛知県公報**に感染症予防計画の一部改正及び結核予防計画の廃止について**掲載**

今までの感染症予防計画及び結核予防計画の策定・一部改正の経緯

感染症予防計画	結核予防計画
策定：平成11年9月8日	策定：平成17年8月1日
一部改正：平成17年1月14日 平成17年8月9日	

愛知県感染症予防計画の一部改正

1 患者等の人権の尊重の観点からの改正

- 「人権への配慮」を「人権の尊重」へ改正（全文にわたって改正）
- 今回の感染症法の一部改正に伴い、新たに規定された入院延長勧告に対する意見を述べる機会の付与、入院時の処遇についての知事等への苦情の申し出に関することを追加（P 6）

2 結核予防対策に係る規定の追加

- 結核対策に係る具体的な対策プランを策定し、結核対策を総合的に推進することを追加（P 2）
- 定期の健康診断の実施が政策上有効かつ合理的であると認められる者について、重点的な健康診断を実施することを追加（P 4）
- 県が策定する対策プランの中に、市町村の意見を踏まえ、罹患率等の地域の実情に応じ、定期の健康診断の対象者について定めることを追加（P 4）
- 結核の発生状況等を踏まえ、結核病床の基準病床数を満たすように第二種感染症指定医療機関を指定することを追加（P 8）
- 結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として、病院等のうち、厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、結核指定医療機関に指定することを追加（P 8）

3 新型インフルエンザ対策に係る改正

- 健康危機管理の観点に立った迅速かつ適確な対応を行うために、健康危機管理の段階に応じた行動計画等の策定及びその周知を行うことを追加（P 1）
- 新型インフルエンザウイルスの監視体制を一層強化するとともに、情報収集体制の整備を図ることを追加（P 4）

4 緊急時における施策に関する事項の追加

- 緊急の必要があると認めるときには、必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることを追加（P 1 2）
- 国が緊急の必要があると認めるときに派遣する検査機関の職員の受け入れ、また、必要な協力をし、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることを追加（P 1 2）
- 緊急時において、県民に対して感染症の患者の発生の状況等に関する有益な情報を、可能な限り提供することを追加（P 1 2 - P 1 3）

5 疑似症届出に係る規定の追加

- 今回の感染症法の一部改正に伴い新たに追加された二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症の届出が適切に行わなければならないことを追加（P 4）

愛知県結核予防計画の廃止

- 今回の愛知県感染症予防計画の一部改正に伴い、現行の愛知県結核予防計画の基本方針を愛知県感染症予防計画に盛り込み、愛知県結核予防計画を廃止
- 愛知県感染症予防計画に「県は、結核対策に係る具体的な対策プランを策定し、本県における結核対策を総合的に推進する。」と規定し、引き続き、現行の愛知県結核予防計画で定める具体的な対策を推進

◆◇パブリックコメント等による修正◇◆◆

資料 1 - 2 のとおり